

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2022年7月5日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【5/6号機滞留水の処理済水の放射線管理等報告書の「3ヶ月平均値」の抽出漏れについて】</p> <p>当社社員が、5/6号機滞留水の処理済水の散水実績を所内の「化学管理システム」に入力しているが、2021年11月29日に実施した散水の実績が登録されておらず、四半期ごとに原子力規制委員会に報告している「5/6号機滞留水の処理済水」の放射線管理等報告書の「3ヶ月平均値」の訂正が必要なが分かった。</p> <p>なお、5/6号機滞留水の処理済水の散水については、都度分析を行い、散水判断基準を満足していることを確認した上で散水を行っており、散水自体に問題はなし。</p> <p>現在、原子力規制委員会に報告する放射線管理等報告書を修正中であり、修正完了後速やかに提出を行う。</p> <p>今後、原因調査および再発防止対策を検討。</p>	G II	7月1日
2	<p>【3号機原子炉格納容器空調機戻り空気温度(TE-16-114A)指示値の低下について】</p> <p>当直員が、3号機原子炉格納容器温度を監視している温度計12台のうち1台(TE-16-114A)について、6月17日頃より指示値に低下傾向があることを確認。</p> <p>監視を継続していたところ、他の温度計の指示値との差が10℃程度確認されたため、6月30日に設備主管箇所にて当該温度計の点検を実施。</p> <p>その結果、当該温度計の故障と判断。</p> <p>なお、その他の原子炉格納容器温度計およびプラントパラメータには、有意な変動がないことを確認。</p> <p>また、実施計画に記載されている3号機原子炉格納容器の温度計は、監視可能なものが他に11台あるため、温度の監視は継続できている。</p>	G III	6月21日
3	<p>【雑固体焼却設備運転業務委託作業における協力企業作業員の体調不良発生について】</p> <p>雑固体焼却設備運転業務委託の協力企業作業員が、雑固体廃棄物焼却設備建屋1階において、廃棄物コンテナの搬入作業を行っていたところ、作業中にめまいが生じ、フォークリフトのハンドルを切り過ぎ、壁面に設置の照明スイッチに廃棄物コンテナを接触。</p> <p>その後、休憩を取っていたが、気分が徐々に悪くなったことから、救急医療室に入室。</p> <p>救急医療室にて熱中症 I と診断され、アクアサポート1本を飲用し、退出後帰宅。</p> <p>その後、当該作業員は、帰宅後に頭痛があったため、いわき市内の医療機関を受診し、熱中症 I と診断され、点滴を治療を受け、医師からは事務所勤務は可能、現場作業は7月4日以降とするよう、指示あり。</p> <p>点滴の医療行為が行われたため、労働災害に該当することから、同日中に富岡労働基準監督署へ電話連絡を実施。</p> <p>なお、接触した照明スイッチは現在は使用不可であるが、別の場所にもう一つの照明スイッチがあり、照明の入切操作は可能なため、作業に影響なし。</p> <p>今後、当該スイッチの修理を行うと共に、原因調査および再発防止対策を検討。</p>	G III	7月1日